

福岡市工業用水道の使用を計画されている方へ

本市では、工業用水道事業の安定的な経営の持続のため、事業者様の新規申込みを歓迎いたしております。

1. 工業用水道の供給・使用用途について

工業用水道は、工業生産を営む事業所を対象とし、生産過程において直接使用されるものの他、原料等の洗浄用、工場内部の清掃用、その他の雑用水等の「工業の用に供する水」として供給するもので、供給先は、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に限られています。

ただし、供給能力に余裕があり、公共施設や産業の健全な発達に資する施設など一定の条件を満たす施設を対象に、雑用水としても供給（雑用水利用）することができます。

※ 雑用水の事例：トイレ用水、洗浄用水、清掃・洗車・散水用水など

2. 新規申込みに係る事前協議について

工業用水道は誰に対しても供給できるというものではありませんが、人の飲用の用を除く上記の用途の場合には、供給能力に支障がある場合等を除き供給は可能です。ただし、雑用水のみの利用の場合は経済産業省への事前届出により供給が可能となります。

新規申込みに際しては、使用用途の確認等が必要となりますので、事前の協議をお願いします。

なお、水道局にてメーター・計器盤を用意いたしますが、発注・納品に2月程の期間を要します。

3. 事前協議の内容について

事前に下記内容を提示いただき、供給できるかどうかの判断をさせていただきます。

- (1) 事業所名及び所在地
- (2) 供給対象事業所の業種（詳細）
- (3) 計画使用水量（日平均、日最大、時間最大）
- (4) 水の使用形態（使用目的及び目的別計画水量）

4. 工業用水供給における付加条件について

工業用水供給に関しては、下記の条件を了解していただいた上で行われます。

- (1) 契約水量（基本使用水量）は、日量100m³以上となっています。
- (2) 水を使用されなくても、契約水量の料金はいただきます。
- (3) 契約流量（1時間当たりの水量）を超えて取水した場合は、その瞬時流量で24時間取水したものとみなして、超過料金としていただきます。
- (4) 水道局が埋設している配水管から、事業所内まで設置する給水管（受水施設）の工事（メーターボックス等含む）は申込者様の全額負担で行っていただきます。
- (5) 受水施設の工事・材質等は、本市が定める基準に従って施工していただきます。
- (6) 特殊なメーター及び計器盤を使用するため、専用建屋又はこれに準じる建物内の一部を確保していただくとともに、メーターに使用する電源供給設備（配線、電線管、NFBなど）や使用電気料金の負担をしていただきます。
- (7) 貯水槽を設置していただきます。（地下式、半地下式又は供給可能な高さの物）

※以上の内容を確認のうえ、工業用水道の使用を検討いただける場合は、下記問合せ先にご相談ください。

《お問合せ先》

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目 28 番 15 号
福岡市水道局

◆給水契約・料金に関すること

営業企画課 営業係

電話 092-483-3133 FAX 092-482-6918

◆給水受付・給水装置工事に関すること

節水推進課 給水・節水指導係

電話 092-483-3141 FAX 092-436-7841

福岡市工業用水道の給水工事受付について

1. 事務処理手続きについて

事前協議で供給可能と判断された後は、別紙－1「工事申込みから給水開始までの流れ」のとおり、事務手続きを進めていただきます。

2. 提出書類

- (1) 給水施設工事申込書
- (2) 給水施設工事設計書
- (3) 給水契約等申込書（様式第1号）
- (4) 使用開始等届出書（様式第2号）
- (5) 給水装置工事届出書（様式第3号）
- (6) 給水装置工事完了届（様式第4号）
- (7) 貯水槽容量及び口径決定計算書
 - ①貯水槽容量は、4～6時間分を確保すること。
 - ②口径決定は、設計水圧0.049MPa（0.5kg/cm²）で行うこと。
- (8) 工程表
- (9) 登記事項証明書・字図（土地所有者が異なる場合のみ）
- (10) 図面（縮尺・工事名・工事店名記入）
 - ①位置図（引き込み位置記入）
 - ②平面図（配水管からの分岐～貯水槽～末端、オフセット記入）
 - ③断面図（分岐～貯水槽、エアチャンバー、バルブボールタップ等詳細に記入）
 - ④掘削断面図（車道、歩道、敷地内等）
 - ⑤計器室・メーターボックス等詳細図（平面、断面、電線管記入）
 - ⑥公道部復旧図（平面、断面）
 - ⑦末端の機械及び配管図（吐水口が判るもの）
- (11) 工事写真
- (12) 竣工図（内容は（10）と同様）
- (13) 工事完了届（写）（道路管理者からのものがある場合）
- (14) その他福岡市水道事業管理者が必要とするもの

3. 工事上の注意点

- (1) メーターの前後に、直管部（手前：10D、後：5D）を設ける。
- (2) メーターボックス設置の場合、大きさは1サイズ大きめとする。
- (3) 受水道の吐出口は、できるだけ低くする。
- (4) 計器室にAC100Vの電源用BOX（15Aのブレーカー、アース端子）を設置し、コンセント及び照明並びに計器盤までの電線（CV2sp-2C以上）・電線管の配線を行う。
- (5) 計器盤からメーターまでの間に、電線管を設置する。（予備線を入れておくこと。）
- (6) 計器室に通気孔を設ける。
- (7) 仕切弁鉄蓋、表示・標識テープ等は、工業用水道用を使用すること。
- (8) 飲用禁止の表示を行うこと。

工事申込から給水開始までの流れ

